

有効期間満了日平成34年3月31日

熊刑企第620号

平成30年9月4日

検察官に対する事件の事前連絡の徹底について(通達)

検察官に対する事件の事前連絡(以下「事件連絡」という。)については、適宜実施されているところであるが、検察官との連携の強化を図り、複雑多様化する犯罪に迅速的確に対応し、積極的な捜査を推進するためにも、下記により、一層効果的な運用に努められたい。

記

1 事件連絡を要する事件例

- (1) 裁判員裁判対象事件又は責任能力に疑義がある被疑者に係る事件のうち通常逮捕(被疑者判明直後に着手する事件を除く。)する事件
- (2) 被疑者が特定されてから事件送致まで相当期間(6月以上)を有すると見込まれる事件
- (3) 適用罪名に迷う事件(法律解釈に疑義のある特別法違反事件等)、物証が乏しい等立証に困難が予想される事件
- (4) 過失による事件のうち過失認定に疑義がある事件(交通事故を除く。いわゆる医療過誤事件等の特殊な過失が問題となる事件)
- (5) いわゆる知能犯事件のうち事案が複雑な事件
- (6) 送致の際に報道機関への発表が予定される在宅事件

2 事件連絡の判断

事件連絡は、上記1に例示した事件のほか、事件送致を受けた検察官が事件処理(起訴・不起訴の決定)に疑義が生じると思料される事件等につき、捜査主任官において、適切に判断して実施すること。

3 事件連絡の方法

- (1) 事件連絡は、事件着手前の余裕を持った時期に、捜査の進捗状況を問わず(捜査途上でも可)、適宜実施すること。
- (2) 事件連絡は、別途通知している「事件相談窓口」に対して実施すること。
- (3) 事件連絡の際は、チャートや資料等を作成の上、警察の捜査方針等について説明すること(資料等はごく簡潔なもので足り、資料作成のいとまのないときは、証拠書類等の写しでも可)。